

第490回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲夫
(2) 発送年月日 令和4年11月9日(水曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和4年11月17日(木曜日)
午後2時

- (2) 場所: 県行政庁舎9階 第一議室

議題

審議事項

- (1) 流し網漁業等の制限に関する委員会指示(案)について
(2) 仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示(案)について
(3) 固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置(案)等について
(4) 宮城県資源管理方針に係る令和4年管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について(まいわし太平洋系群)

協議事項

- (1) 第8次栽培漁業基本計画について
(2) 岩手・福島・宮城海区漁業調整委員交流会について

報告事項

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について

その他

出席委員

会長	關 哲夫	委員	千葉 富夫
会長代理	岩沼 徳衛	"	平井 光行
"	鈴木 政志	"	舘田 あゆみ
委員	高橋 平勝	"	尾定 誠

委 員 菊 田 守

委 員 石 森 裕 治

" 高 橋 一 郎

" 木 村 千 之

" 鈴 木 章 登

欠席委員

委 員 大 江 清 明

委 員 伊 藤 新 造

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

定刻となりましたので、ただ今から第490回宮城県海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は、12名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。なお、館田委員にいたしましては、30分程度遅れて参加する旨の連絡を受けております。

それでは開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

(挨拶)

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 堀米副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 堀米副部長

(挨拶)

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

配付資料には、右上に番号振っております。

まず資料1といたしまして、審議事項(1)「流し網漁業等の制限に関する委員会指示(案)について」、資料2といたしまして、審議事項(2)「仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示(案)について」、資料3といたしまして、審議事項(3)「固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置(案)等について」、資料4といたしまして、審議事項(4)「宮城県資源管理方針に係る令和4年管理年度の知事管理

漁獲可能量の変更について（まいわし太平洋系群）」，資料5といたしまして，協議事項（1）「第8次栽培漁業基本計画について」，資料6といたしまして，協議事項（2）「岩手・福島・宮城海区漁業調整委員交流会について」，資料7といたしまして，報告事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」，次第には記載しておりませんが，その他といたしまして，「小型さんま漁船によるまいわし採捕について」，以上8種類の資料となっております。御確認いただきまして，不足等ありましたら，事務局もしくはお近くの県当局の職員にお知らせいただければと思います。

それでは議事に入らせていただきます。關会長，議事進行をよろしくお願ひいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが，その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

2番の岩沼会長代理，15番の木村委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは，お手元の会議次第により議事を進めて参りますのでよろしくお願ひします。

【審議事項】

○關会長

審議事項（1）「流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。阿部事務局長お願ひします。

○事務局 阿部事務局長

資料1をお願いいたします。審議事項（1）流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）でございます。

仙台湾における流し網，はえなわ，はもうの漁業につきましては，南に位置する県との漁業調整上の理由から，昭和54年からこの海区漁業調整委員会の届出漁業として，漁具の敷設時間等，操業に関する指示が発せられ，毎年，この委員会指示について御審議いただいているものでございます。

本日でございますが，仙台湾での流し網，はえなわ，はもう漁業に関する昨年度の届出状況等について，まず，御報告いたします。その後に，来年1月から制限を行う予定の海区漁業調整委員会指示の内容について御審議いただくものでございます。詳細につきましては，担当から御説明いたします。

○關会長

はい，菅原技師，お願ひします。

○事務局 菅原技師

審議事項（1）でございますけれども，流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について御説明させていただきます。

1ページでございますけども，仙台湾における流し網漁業等の制限についてということで，1，経緯でございますけども，先ほども事務局長の方から説明ございましたとおり，仙

台湾におきましては、仙台灣における流し網、はえなわ、はもどう漁業につきましては、隣県との漁業調整上の理由から昭和54年に海区の届出制、また、固定式刺し網漁業についても、船外機船は届出制、船外機船を除いては承認制となって、漁具の敷設時間等の制度化が図られてございます。

このうち、固定式刺し網漁業につきましては、平成11年から知事許可制に移行いたしまして、その他の流し網、はえなわ、はもどう漁業につきまして、引き続き、海区の届出漁業となってございます。

本日、こちらの委員会指示の内容を御審議いただいいて、原案どおり決定された場合につきましては、令和4年11月25日付で委員会指示を発動するとともに、同日発行の県公報に掲載する予定と考えてございます。

2、委員会指示の内容でございますけれども、(1)制限期間、(2)漁業時期とございまして、1月1日から同年の12月31日までと。(3)操業区域につきましては、金華山山頂真南の線以西の仙台灣、(4)制限内容といたしまして、流し網、はえなわ、はもどうを操業しようとする者は、使用漁船ごとに海区委員会指示に届出をしなければならない。

(5)条件でございますけれども、ポツの1つ目で、こちらすずきのはえなわ漁業を前提としたものでございまして、漁具の敷設時間は原則として日没から日の出までとしなければならないとしてございますけれども、こちら、前回の委員会の中でも御報告させていただいたございましたが、昨年から着業が増加しているとらふぐはえなわ漁業でございますけれども、こちら、日中の操業となってございまして、操業条件は満たしていない状況でございますけども、仙台灣小型漁船漁業部会が主体となりまして、他の漁業とトラブルが生じないよう自主調整方針というルールを定めまして操業しており、操業秩序の維持が図られていることから、次年度の委員会指示につきましても、引き続き、操業条件の例外として運用して参りたいと考えてございます。

その他、ポツの3つ目といたしまして、調整規則の第60条ボンデンですけども、その規定を遵守することといった条件がございます。

3、委員会指示の変更点といたしましては、昨年発動した委員会指示の内容からの変更是日付の年度更新となってございます。

2ページにつきましては、委員会指示に基づく届出状況となってございまして、こちら、中段でございますけどもはえなわ漁業のグラフがございますけども、令和4年はかなり届出件数が増加しているところでございますけども、もともと南部を中心としてはえなわの届出がございますけども、先ほどお話しましたとおり、とらふぐの漁獲がございまして、中部などの届出件数が増加してございますが、実際に現在着業しているのは、南部での数隻と伺ってございます。

3ページにつきましては、流し網漁業の着業・漁獲状況となってございまして、中段に届出、漁獲状況の表がございまして、こちら、一番右側でございますけども、令和3年度の漁獲状況などが記載されてございます。届出隻数といたしましては、昨年度23隻、着業隻数といたしましては0隻と着業はございませんでした。ただ、この部分につきましては、表の左側を御覧いただきますと、平成18年、19年と着業がある程度ある時期がございまして、この時期は仙台灣のさわらの漁場形成がされた時期でございまして、今後もこう

いったことが想定されますことから、委員会指示の届出漁業から外してしまうと、自由漁業となり、現場が混乱してしまうことから、引き続き、届出漁業として発動する必要があると考えてございます。

4ページにつきましては、はえなわ漁業の着業・漁獲状況でございまして、こちらも中段の表、届出、漁獲状況の方を御覧いただければと思いますが、一番右側、昨年度の漁業の状況でございますけれども、届出隻数といたしましては17隻、着業隻数といたしましては7隻、着業率は41%と、漁獲量といたしましては約3トン、漁獲金額といたしましては約827万円と、こちらは夏場にすずき、冬場にとらふぐが漁獲されている状況でございます。こちら平成28年度以降からになりますと、すずきの放射能の出荷制限の解除がされておりますので、着業が増加している状況でございます。

5ページにつきましては、はもう漁業の着業・漁獲状況となってございまして、こちらも中段の届出、漁獲状況の表を御覧いただければと思いますが、一番右側、昨年漁期、令和3年でございますけれども、届出隻数60隻、着業隻数がそのうち26隻、着業率といたしましては43%と、漁獲量といたしましては全体で約49トン、漁獲金額といたしましては約6,300万円と、こちらは6月から11月の期間にまあなごが漁獲されてございまして、その大半は表浜支所の方で占めてございます。

6ページは、組合別直近の漁業種別の着業状況となってございます。こちらは後程、御確認いただければと思います。

7ページから8ページにつきましては、流し網漁業等の制限に関する委員会指示の新旧対照表となってございまして、こちらの変更点といたしましては、委員会指示の発動日、制限期間、漁業時期の年度の変更となってございます。

9ページから10ページにつきましては、公報に登載する委員会指示を縦書きしたものとなってございまして、11ページから15ページにつきましては、それに伴う委員会指示の様式を載せて登載することと考えてございます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。委員会指示の発動につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 關会長

はい。事務局から説明が終わりましたので質疑に入ります。

御質問等ございましたら、御発言願います。

なお、発言に際しましては、いつものとおり挙手の上、議長の指名を得てから、番号及び氏名を述べてから、御発言をお願いします。

どなたか質問等ございませんか。

私から1つ確認したいんですけども、先ほどはえなわ漁業は、とらふぐの漁獲があるということで、その届出が非常に増えてるということだったんですけども、昨年度までのとらふぐの漁獲量ってのは、把握されておられますか。

はい、菅原さん。

○ 事務局 菅原技師

4ページのはえなわの着業・漁獲状況がございまして、こちらすずきの漁獲の分ととら

ふぐの漁獲の分が混ざっているんですが、とらふぐの昨年度の漁獲状況につきましては、約1トンという状況となってございます。以上です。

○議長

はい、どうもありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

なければ、「流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について」は、原案どおり指示を発動することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○議長

はい、ありがとうございます。よって、異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。

事務局は、公報登載手続きをお願いします。

○議長

次に、審議事項（2）「仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について」を上程いたします。事務局から説明お願いします。阿部事務局長お願いします。

○事務局 阿部事務局長

審議事項（2）仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示（案）についてをお願いいたします。

仙台湾におきましては、まごがれいの資源保護を図るため、平成17年から本海区漁業調整委員会の指示を発動いたしまして、12月から4月までの間、仙台湾の一定区域において、保護区域を設定しております。

毎年この時期にこの保護区域に関する指示を発動することについて、御審議いただいているところでございます。今般も昨年同様、保護区域の設定ということで資料を準備してございます。

今期の委員会指示につきましても、後程、担当が御説明いたしますが、委員会指示発動について御審議をいただくものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、菅原さんお願いします。

○事務局 菅原技師

審議事項（2）でございますけども、仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関

する委員会指示（案）について御説明させていただきます。

こちら1ページでございますけれども、仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示についてということでございまして、1、経緯でございますけれども、こちらも先ほど事務局長の方から御説明ありましたとおり、平成17年にまこがれいなどの仙台湾の資源回復を図るため、保護区域の設定について、漁業者、遊漁船業者と県との間で協議が行われ、協議の結果、保護区域の設定について、平成17年に関係者から合意が得られましたことから、平成17年以降、保護区域内における水産動植物の採捕行為を制限する委員会指示を発動してございます。

保護区域は、導入された当初は3か所としてございましたけども、関係者との協議・調整を行いまして、平成18年度以降は、保護区域が4か所に拡大されまして、現在に至っている状況でございます。こちらは、漁業者が主体となりまして保護区域へのボンデンの設置やリーフレット、パンフレットの作成により、漁業者のみならず、船具店や釣具店、遊漁船業者に対して周知を行うなど、資源管理に取り組んでいる状況でございます。

2、委員会指示でございますけども、こちら3ページを御覧いただければと思います。こちら、先ほど事務局長からもお話をありましたとおり、県漁協の方から当海区会長宛てにございました要望書の内容となってございます。当初、漁業者の方から保護区域の見直しがあったり、移動などの要望等がございましたけれども、今年度も例年と同様の要望となってございます。

1ページお戻りください。そのため、この要望を踏まえまして、令和4年度におきましても、仙台湾の資源保護のため、保護区設定に係る委員会指示を発動することとしたいと考えてございます。本日、委員会指示の内容について御審議いただき、原案どおり決定された場合につきましては、令和4年11月25日付で委員会指示を発動するとともに、同日発行の県公報に掲載する予定と考えてございます。

次に、資料飛びまして、こちら4ページにつきましては、仙台湾におけるまこがれいの漁獲状況の推移となってございまして、平成23年の東日本大震災で大きく減少し、一時、平成27年に増加が見られましたが、その後、今のような減少傾向となっている状況でございます。

5ページから6ページにつきましては、仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示の新旧対照表となってございまして、こちら変更点といたしましては、委員会指示の発動日、あと制限期間の年度更新となってございます。

資料飛びまして7ページ以降でございますけども、7ページから8ページが、公報に登載する委員会指示を縦書きにしたものでございまして、最後、9ページでございますけども、こちら県漁協の方で、遊漁者等に周知を図るためのパンフレット載せてございます。こちら、今添付されてるもののは昨年度版となってございますけれども、今年度につきましても、パンフレットを作成し周知する予定と伺ってございます。

簡単ではございますけども説明は以上になります。委員会指示の発動につきまして、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○關会長

事務局から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ございましたら発言願います。

なお発言に対しましては、挙手の上、議長の指名、番号及び氏名を述べて御発言願います。

どなたか御質問ありませんか。

尾定委員、お願いします。

○尾定委員

産卵場の保護というのは非常に大事なので、そのまま継続していただくのは非常に大事だと思います。

ただ、4ページのこのグラフの推移を見てると、やっぱり何か減少傾向にあるといって、結局、令和3年度はどちらかというと震災の時の平成23年度とほぼ同じぐらいで、平成17年、18年で初めて、その産卵場の保護という保護区域を設定して、それで少し上がっている感じがあって、効果はやっぱりあるとは思うんですけど、今はそのレベルがそれ以下になってしまって、この4か所をそのまま保全するだけでいいのか、保全しててもその前倒しでどんどん下がっているわけで、これというのはもしかしたら産卵場もすごい違うところがずれたりとか、もし何かいろいろ探る必要があるんじゃないかなと、前もそういう指摘をしたことあったと思うんです。震災の後、やっぱ底質が1回舞い上がって、1回落ちて、それから少し動いたりしているというのもあったようなので、実際、今現在産卵場は正確にはどのあたりなんだろうというのをすぐにはなかなか難しいけど、そういう調査とかは入る計画はあるんでしょうか。もし、それでより効果のある産卵場の保護に繋がれば、資源の増大に移れると思うんですけどいかがでしょうか。

○關会長

はい、ただいまの質問にお答え可能な方いらっしゃいますか。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

ただいま御質問のありました保護区の効果といいますか、或いはその調査といったところでございますけども、昨年度末にその産卵の状況であるとか、その底質状況はどうかということで、小規模でございますが、水産技術総合センターの方で調査をいたしました。

既存の保護区につきましては、多い少ないはありますけども、まこがれいの卵が確認されたということで、保護区としての一定の効果はあるということは考えられますけども、おっしゃるとおり、震災後の状況で底質も変わったりとかっていうことも考えられますので、今後、そういった調査を検討しながら保護区のあり方というか、そういうものを漁業者の皆様とも連携しながら考えていきたいと考えてございます。以上でございます。

○關会長

考えているそうです。よろしいですか。

○尾定委員

実行していただければ。

○關会長

実行していただきたいとのことですので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

はい、鈴木会長代理。

○鈴木会長代理

私は、海区調整委員と仙台湾漁船漁業部会の会長を兼任しているんですけども、今回、漁業者の話し合い、前回と同じく意向確認を行いましたが、現在の海の状況はかなり厳しく漁業者の生活が脅かされている中で、多くの見直しが必要と漁業者は考えているのですが、県としてはどういう考え方を持っているのかと、13番の尾定委員が言ったように、県の方で調査というのは、こちらから依頼して確か去年したはずなんですね。これやっぱり震災後ですよね。漁業者から見れば、保護区をやっぱ見直してもらって、県の方から調査をしてもらって適正な場所に移動するか、もしくは保護区を開放するとかそういう考えを教えて欲しいんですけどもね。どういう考え方を持っているか。

○關会長

はい、お答えお願ひします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

漁業者の皆様、不漁関係とかで大変お困りということは認識しております。

まこがれいの資源が尾定委員からお話をありましたとおり、近年減っているということございますので、やはり資源管理の取組というものは今後も必要であると考えております。

一方、操業の支障となるような、すいむしであるとかそういった問題も発生しているというふうに認識しておりますので、そういう部分の調査なども考えながら、実施を検討しながら、やはり今後、漁業者の皆様と連携して、どういった形が一番良いのか、というところと一緒に考えて参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○關会長

はい、よろしくお願ひしますということなんですが。

○鈴木会長代理

今回意向確認はしたんですけども、水産業基盤整備課が来て話し合いはしたんですけども、ちょっと納得いかないですよね。これやっぱり尾定委員が言うようにちゃんと調べて、その結果をもとに例えば漁業者が移動をして欲しいとか、例えば4つあるやつを1つ開放して欲しいとかという要望なんですからこれは。あくまでも。それを考えた答えをもらわないと、やっぱ漁業者に対して私責任ありますから、ちょっと説明できないんですね。県の明確な説明をいただきたいんですよ。

○關会長

はい、お答えお願いします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

冒頭1回目の質問のときに、杉田が申し上げましたけれども、昨年度に調査をいたしました、保護区としての卵を発見されておりまして、保護区としての機能は有していると。こここの今現在の場所については、保護区としての機能はあります。

それから一方で、まごがれいの資源の減少についても、これもグラフに明らかなどおり、減少が続いている状況にあるということがまず1点でございます。

そして、今年度につきましても、これからは産卵期になりますので、今年度についても、昨年度と同様に調査を実施いたします。これが2つ目でございます。

それと、より効果的な保護区の設定につきましては、全くそのとおりだと思います。今後調査をいたしまして、この保護区がいいのか、或いはもっと効果的な保護区があるんではないか、そういう御議論は当然と思いますので、そこにつきましては、去年或いは今年の調査を通じた中で、或いは漁業者の方々の肌で感じるところというのは非常に重要なと思いますので、お話を聞きながらより効果的な保護区があるとすれば、そこについては、もちろん検討していくというのも当然だろうというふうに思います。

4つ目が、その開放という件につきましては、この資源保護の取組を通じて、いわゆる漁業収入安定化対策のこの保護区を守るということで、セーフティネットの条件にもなってございますので、これを縮小する或いは保護区をやめるということになると、この漁業者の方々のセーフティネットの対策をどういった手段でやっていくんだという、また新たな問題にも波及してきますので、その部分については、新たな保護区の設定という考え方と並行しながら考えていく必要があろうかなというふうに考えてございます。以上です。

○關会長

佐藤課長から御説明がありました、私聞いててね、やっぱり調査の内容はどういう調査をして、卵があったというだけじゃなくて、底質はどうなってて、それでこういう変更は必要ないと判断されたかどうかを詳しくお伝えいただかないと、漁業者の方々、その辺よく分からぬと思いますので、その調査の件、内容を去年と今年の調査については、詳しくお伝えいただきたいと思います。

はい、鈴木会長代理。

○鈴木会長代理

今、佐藤課長の説明は分かりますが、セーフティネットの件と言われますけれども、これ平成17年からやってて後乗せになった条件なんですよね。これ確か。後乗せ条件の中で、漁業者が要請することに対して、それは無理だというような話はないと思うんですよね、はっきり言って。検討するとか前向きに考えるとかという話だったら分かります。漁業者として。セーフティネットありきで話するんであれば、それはおかしな話だと思いますよ。確かに、今回は意向確認したから指示発動に対して反対ではありません。ただ、来年度に向けて4月いっぱいで発動は切れるはずですから、その後、どうするかということ

を、やっぱり漁業者と県と一体となって話し合いをして、お互い納得のいく話し合いをしていただきたいということなんですよ。分かりますか。

○關会長

はい、佐藤課長お願ひします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

セーフティネットと保護区の関係は、おっしゃるとおり、セーフティネットがあるから無理だということではなくて、説明したとおり、より効果的な保護区の設定という考え方と並行して考えていく必要があろうかと思いますが、一方で、そのセーフティネット漁業収入安定化対策の方をどうするかという話も、これをやめるとすればそっちの問題も検討していくかなければならないので、それは並行して考えていく必要があるということで、漁業収入安定化対策があるから保護区に触れないということではございませんので、御理解いただければというふうに思います。

それと会長がおっしゃったとおり、底質も含めたデータ、今担当の者おりませんので、水産技術総合センターの方で調査をしていって、それで漁業者の方々にも説明はしているかと思いますけれども、なお、今年の調査結果も含めて丁寧に説明をするように努めて参りたいというふうに思います。

○關会長

はい、よろしいですか。

○鈴木会長代理

今、尾定委員から言われたこの減少なんですけど、確かにすいむしと言って、優良な漁場が虫に侵されて使えないというその状況の中で、まこがれいを獲れと言っても獲れないんですね、漁師は実際。その漁場が例えば昔と同じ海に戻って、虫の影響がなければこの水揚げが必ず上がるんですよ。その場所がないだけのことなんです。はっきり言って。これ自分たちの経験から言うんですけども、今まこがれいは亘理沖が中心に獲れるんですよ。いずれこれ来年のことなんですけど、話し合いする時には、やっぱ保護区の例えば枠を小さくできないのであれば、移動をするとかそういう検討をするためには、やっぱり県の力を借りて調査を続行していただきたいということなんですよ。

○關会長

はい、佐藤課長お願ひします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

そうですね。このグラフはあくまで漁獲量ですので、資源量というものとはパラレルではあるかと思いますけれども、そのものばかりではないということで、すいむしの影響もあるというふうには聞いておりますし、考えております。このすいむしの調査についても一緒にやっていきますので、当然その辺につきましては、漁業者の方々の御協力をいただ

かないと水産技術総合センターだけではできませんし、また先ほども申し上げましたとおり、漁業者の方々の肌感覚というのはほぼ間違いないようなことも多いので、よくお話を聞きながら進めたいと思います。その中で、ここまで減っていますので、やっぱりその減っている中で資源保護を緩めるというのは、非常に申し上げにくいんですけども、永遠の課題だとは思うんですね。漁業者の方々に苦しいときに我慢してもらわなきゃいけないというのが資源管理、資源保護でございますので、その辺をうまくその漁業者の方々と話し合いをしながら御納得をいただいた上で、何とかその資源を増やすための取組につなげて参りたいと思いますので、よろしく御協力をお願いしたいと考えてございます。

○關会長

はい、そういうお答えですがよろしいですか。

○鈴木会長代理

はい。

○關会長

他に、はい、石森委員、お願いします。

○石森委員

平成17年の保護区、17年に設けたんだけども、これずっと同じ場所ですか。

○關会長

はい、そういう質問ですがお答えいただきますか。杉田さん。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

資料にもありましたとおり、当初その3か所があって、そこに18年から4か所目が追加になって以降は基本的に同じ場所であったというふうに認識しております。

○石森委員

例えば、17年から震災まで右肩下がりでちょっとずつ下がってきたと。震災後、平成27年度をピークに右肩下がりになっているということだったら、この保護区設けて有効だったら、そんなに水揚げ変わらないと思うのね。例えば、1年おきとか2年おきとかに保護区を変えてみたときに分かってくるんじゃないですか。ずっと同じ保護区にして、ここが一番いい産卵場所なのか、まだ分からぬと思うのね。例えば、4か所なら4か所、保護区は大事だと思うから、この場所をやはり移動して、こっちの方を保護区にしたら、産卵としてこれ増えてきたとかいうのを、3年、4年後に分かるんじゃないかなと思って。同じ保護区を動かさないんだったら、卵の数だったりなんなり、まこがれいがうんと増えたとか減ったとかという違いが分かってくるんじゃないかなと思って。おそらくこの保護区をずっと動かさなかつたら、保護区なんで、まこがれいいっぱいいるから漁師はそこにかけければかかるなと思うんだけども、場所を変えてみて、産卵場所がもっといいとこ

ろがあるか分からぬから、こう変えてみる必要もあるんじやないかなとは思うのよ。

○關会長

石森委員の御質問ですが、はい、佐藤課長お願いします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

全くそのとおりかと思います。震災後に、やっぱりその底質どうなんだろうということを調査もいたしましたが、その際には、仙台湾の底質の分布に大きな変化はないということで、継続した経過はございました。ただし、それ以降もうすでに10年を経っていて、こういった漁獲量の変化になっているということで、先ほど鈴木会長代理がおっしゃるとおり、もっと良い保護区があるんじゃないかということで調査も始めましたので、おっしゃるとおり必要に応じてそこは柔軟にやっていくべきだと思います。

ただ、産卵場の方だけで資源が増えたり減ったりということではなくて、様々なファクターがあるかと思いますので、そういうことも含めまして、引き続き、まごがれい、仙台湾の重要な魚種でございますので、資源管理、増殖に向けて取り組んで参りたいと思います。

○關会長

石森委員、よろしいでしょうか。

○石森委員

はい。

○關会長

その他に御質問ございませんか。なければ、「仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について」は、原案どおりで指示を発動することに御異議ございませんか。

○各委員

異議無し。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。

事務局は、公報登載手続きをお願いします。

○關会長

次に、審議事項（3）「固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。

県から説明願います。阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

審議事項（3）「固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置（案）等について」御説明いたします。

これにつきましては、令和2年12月1日に施行されました改正漁業法によりまして、知事許可漁業におきましては、大臣許可漁業の規定に準じまして、新たな許可手続き等が規定されたところでございます。許可の内容として、制限措置を定め、その都度、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で公示しまして、許可を行うものとなってございます。本日は、漁業法第58条において準用いたします同法第42条第3項及び第5項と規定によりまして、来年の1月から開始されます県内の固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の許可に係る制限措置の内容等について、御審議いただくものでございます。

なお、本漁業につきましては、昨年の11月にも委員会におきまして審議いただいております。その際に、かじき等流し網漁業のうち、県外船につきましては1年、県内の固定式刺し網漁業の許可の有効期間についても1年と定めてございます。

今回は、この両漁業についての制限措置について御審議いただくものでございます。担当から御説明をいたします。よろしくお願いします。

○關会長

それでは、阿部技術主任主査お願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

審議事項（3）「固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置（案）等について」、資料3を用いて説明させていただきます。

1ページ目ですが、こちらが今回の御審議いただく制限措置の内容等に関する諮問文書の写しでございます。

続きまして、2ページ目から3ページ目が、今回御審議いただく固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置等の内容になっておりますが、こちらにつきましては、後程、御説明いたします。

次に、4ページを御覧ください。まず、固定式刺し網漁業の概要でございますが、こちらの漁業は、仙台湾の共同漁業権を除く区域におきまして、固定式刺し網により行う漁業となっております。

2の経緯ですが、昭和54年に海区委員会の承認漁業となっておりましたが、着業者の増加や設備の近代化によりまして、漁場トラブルが発生したり、「福島県船の仙台湾内での操業の増加ですか、漁業被害の発生などが課題となっていました。昭和55年には、仙台湾操業秩序確立委員会におきまして、仙台湾内での固定式刺し網漁業と小型機船底びき網漁業との協調操業に関する協定の締結ですか、福島県と入漁について合意等を経まして、平成11年に知事許可漁業に移行してございます。なお、震災前までは50隻を上限に福島県船にも許可をしていたという実態がございます。

3の水揚げ状況といいたしまして、ページの中段からグラフを2つ載せてございますが、上段が県全体のグラフとなっておりまして、下が南部海域となっております。棒グラフが漁獲量、折れ線が漁獲金額という形になっております。上の全体のグラフを御覧いただけ

ればと思うんですけども、漁獲量につきましては、平成30年には1,500トン程度ございましたが、近年は1,000トン程度となっております。また、漁獲金額につきましても、平成30年は11億円程度ございましたが、近年は8億円程度となっております。

続きまして、5ページの方を御覧ください。4の資源状況ですが、こちら主要魚種の資源動向を中心段のグラフに載せておりまして、ひらめ、まこがれい、まがれい、がざみのグラフがございますが、そのうち、ひらめ、まこがれい、まがれいにつきましては、国または県の資源評価におきまして、減少傾向となっております。本県の水揚げも、グラフのとおり減少傾向になってございます。なお、がざみにつきましては、震災後、仙台湾で漁獲量が増加しております、湾内での再生産も確認されている状況です。

続きまして、ページ下の方の漁業者による自主管理についてですけれども、仙台湾漁船漁業部会におきまして、漁期ごとに自主調整方針を策定しております、小型機船底びき網漁業との漁場使い分けルールですとか、保護区域内での操業禁止、こういったものを定めておりまして、きめ細かなルールを定め操業されているという形になります。

続きまして、6ページを御覧ください。5の許可の概要ですが、制限措置といたしまして、固定式刺し網漁業の操業区域につきましては記載の内容となっておりますが、仙台湾の共同漁業権を除く海域となっております。漁業時期につきましては、1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数は20トン未満、許可すべき船舶の数につきましては、371隻としておりまして、こちらは、後程、御説明いたします。

続きまして、(2)の許可の条件といたしまして、記載のとおりなんですかけれども、漁具の総延長ですかとか、網目の大きさ等の記載がございます。また、(2)にありますとおり、協調操業ということで、仙台湾漁船漁業部会における操業に関する合意事項を遵守するなど、関係漁業との間で協調ある操業に努めなければならないとしてございます。

続きまして、6の許可の対象ですが、(1)の許可の隻数といたしまして、平成11年から許可制となっておりますが、最大で1,037件、最小では震災直後の170件となっておりますが、昨年は372隻の許可となっております。

続きまして、(2)の許可すべき船舶の数、公示枠となります、こちら許可の対象といたしましては、現在許可を有しております隻数を基本としてございまして、公示枠についても、現在許可を受けている隻数を基本としまして、廃業による減を除いた現許可隻数である371隻としております。

続きまして、7ページを御覧ください。かじき等流し網業の概要について説明させていただきます。かじき等流し網漁業ですが、総トン数5トン以上の動力漁船を使用して、流し網によりかじき、かつお、まぐろまたはさめを獲ることを目的とする漁業となっております。操業区域につきましては、右の図にございますが、沿岸はグレーの海域になってございますが、周年操業禁止となっておりまして、沖の方なんですかけれども、斜めの網掛けになっている部分が10トン以上の大目許可の海域がございます。本知事許可の海域につきましては、その間の濃いグレーの海域ございますが、そのうち、本県の沖合となっております。

続きまして、2の許可制に係る主な経緯なんですかけれども、平成元年に海区漁業調整委員会の承認となっておりますが、まぐろ、かじき、さめ、こちらにつきましては、国際的な保存管理措置を背景に国主導で制度化されてきた経緯がございまして、平成30年に国が

届出漁業から特定大臣許可漁業へ移行していく中で、本県においても、平成30年に知事許可制へ移行しております。

続きまして、3の水揚げ状況ですが、中段の方に市場の統計に基づくグラフを掲載しております。こちら大臣許可の分も含まれますが、棒グラフが水揚げ量、折れ線グラフが水揚げ金額となっておりまして、近年は3,300トン、水揚げ金額が8億円程度の規模となってございます。

続いて、4のかじき等の資源につきましては、先ほど申し上げましたとおり、WCPF C等の国際機関で、資源評価ですとか管理が行われている状況となってございます。

続きまして、8ページを御覧ください。ページの上の方に、参考といたしまして、国の研究機関の方で公開されております主要水揚魚種の資源評価の状況を載せてございます。また、(2)の漁業者による自主管理といたしまして、宮城県漁協の気仙沼総合支所内を事務局としました、大目流し網委員会におきまして、操業ルールの協議ですとか、県内外の関係者との調整、漁場秩序の維持を図っていただいているところでございます。

次に、5の許可の概要ですが、(1)の制限措置といたしまして、まず、操業海域につきましては、先ほどの概略図の知事許可の海域となってございます。また、漁業時期につきましては1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数としましては5トン以上、また、今回は許可の有効期間が1年となっております県外船分となっておりますが、許可すべき船舶の数としまして、北海道が8隻、千葉県が1隻、長崎県が1隻となっておりまして、こちらについては、後程、御説明いたします。

続きまして、(2)の許可の有効期間ですが、こちらは引き続き、県外船分は1年としてございます。その他、記載の条件等がございます。

続きまして、9ページの方を御覧ください。6の許可等すべき船舶の数、こちら公示枠になりますが、許可隻数の推移を参考に載せておりまして、①の県内船につきましては、昨年17隻に許可を行ってございます。ページ中段の②の県外船につきましては、昨年、令和3年が北海道に8隻、千葉県に1隻、長崎県に1隻という形になっております。(2)の許可等すべき船舶の数としまして、こちら、流し網漁業につきましては、国際的に規制が厳しいため、これまで、水産庁の指示によりまして、許可隻数を増やさないこと、新規着業は認めないこと、また、前年実績者に限るといった厳正な運用がされておりまして、こちらにつきましては、漁業法の改正によって、国の通知、通達は廃止されました、引き続き、同様の考え方に基づきまして、現許可隻数を公示枠と考えております、県外船につきましては北海道8隻、千葉県1隻、長崎県1隻という形にしたいと考えております。

2ページの方お戻り願います。本日御審議いただく許可受付にあたって公示する案となってございます。(1)につきまして、固定式刺し網漁業が、(2)としまして、かじき等流し網漁業となっております。こちらにつきましては、先ほど御説明したとおりですが、固定式刺し網漁業につきましては371隻、かじき等流し網漁業につきましては、県外船としまして、北海道が8隻、千葉県が1隻、長崎県が1隻としてございます。

また、3ページにございますが、申請すべき期間といたしまして、令和4年11月21日から12月12日までとしてございます。説明については以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○關会長

県から説明が終わりましたので質疑に入ります。

質問ありましたら、挙手、議長の指名、番号及び氏名を述べて、質問をお願いします。
はい、鈴木会長代理。

○鈴木会長代理

委員会指示発動については賛成です。

2つほど聞きたいことがあるんですけれども、よろしいですか。

○關会長

はい、どうぞ。

○鈴木会長代理

県の方では、371の許可以上は刺し網に関しては出さないということですね。

○關会長

まず、2つ質問続けてどうぞ。

○鈴木会長代理

これ出さないということを前提にしといて、これ今僕、手元に資料はあるんですけども、16人かな14人分が、これダブった申請もらっているんですね、船2隻という形で。ただ、私がAとBの船を持っていれば、2つのそこがなければ駄目だということでこういうふうな制度にしたんですかこれは。

○關会長

はい、どなたお答えできますか。阿部さんでよろしいですか。

はい、芳賀さん。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

今の鈴木会長代理の御質問ですが、1人の方で複数の許可を受けている場合も、実際に中部地区でも南部地区でも数隻ですが確かにございます。今、固定式刺し網漁業の許可は、対人対船許可といいまして、人と船、双方そろったものに対して許可を出すといったものになっているものですから、例えば、沖合で操業する場合は大きな船で操業して、沿岸で例えばしゃこ網ですとかね、季節的に操業する場合は船外機で操業するという場合に関しては、同じ方でも船ごとに許可が必要な制度となっておりますので、その1人の人に許可の数を1つと限定をしているものではございません。

あとは、371に関しては、制限措置で定めた数となりますので、それ以上の許可申請があった場合は、審査基準の方で優先順位を審査した上で、371より超えた分は不許可というふうな扱いになります。

○關会長

はい。芳賀さんからお答えがありました。

○鈴木会長代理

説明は分かりましたが、自分は会長職をしているので、新しい許可は出さないんだから何とかしてくれないか会長といつも頼まれているんですけども、例えば、406号と407号という2つの許可があって、1つは例えば、今、芳賀さんも言ったように大きな船、もう1つは船外機と、これ申請書が1人なんだから、この許可を1つにして、例えばその書類の中に船名を2つ明記すればいいというような形はとれないんですかね。

○關会長

はい、どうでしょう芳賀さんお願ひします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

今の許可の出し方の運用の部分だと思うんですけれども、この固定式刺し網の許可に関しては、先ほど申しましたが、船と人とそろっての許可証となりますので、1枚の許可証で2隻分の操業を可能にするというような形にはちょっと制度上できないものでございます。

あとは、新規の希望があるというお話もですね、今、海も年々変わってきてて、漁業の形態自体も見直していくかなければならないというような状況だということ。あとは、県の方でも担い手の確保の事業もしておりますので、当然その漁業許可隻数の管理という部分と、あと新たに就業を希望する方をどうやって確保していくかという相反するような話を調整していくかなければならない。双方とても大事なお話ですので、この辺も業界の皆さんと一緒に頭を抱えながら、制度のあり方について検討していきたいと思います。以上です。

○關会長

苦しいお答えですが。

○鈴木会長代理

だから、もうちょっとこうだというのが、県の人じや頭固いんじゃないですか。もう少し柔軟性を持って、漁業者に対して喜ばれるようなことをした方がいいんじゃないですか。やっぱ、県は基本は寄り添う形なはずなんですよね、漁業者に。それ制度がどうのこうのというのは言い訳であって、新たにしたい人たちがいっぱいいるんですよ。実際、2つ重複してるやつを1つにまとめて、名義者ですね、船名を2つにしても、15かな16、今度、キャバが空くわけですよね。新しいやつを例えば県漁協におろして県漁協でどういうふうに扱うかやらせてみるのも1つの方法じゃないのかなと。今すぐしろとは言わないんで、それをやっぱり検討していただきたいと思うんですよ。

○關会長

はい。

○水産業振興課 阿部課長

ただいまのお話でございますが、2つの船を1つの許可にしてはどうかという話は、申し訳ないんですけど、調整規則上、ルールはできない。規則的にはできないので、その分は違う方法を考えなきゃいけないというのが1つでございます。

17隻がいいのか20隻がいいのかという部分につきましては、今回の370数隻の上限につきましては、アッパーな部分なので、今回につきましては、371で出さざるを得ないような形になっています。ただ、そういう新規にやりたいというのは、いろんな地域でいるのはこちらでも承知しています。それをじゃあ、どれくらい出せばいいのかというふうになると、仙台湾だけじゃなくてやっぱ県全体の部分に話をしていかないと、こちらはいいけどもそちらは駄目だった、といったふうになるので、その辺はやっぱり話しながらやっていかなきゃいけないなというふうに思っております。

ただ、考えないということじゃなくて、いろんな意見があるので、そこをどう整理していくかというのは、やはり県だけでは整理できない部分は多々ありますので、それはその漁業種類、各船主さん、代表の方と話しながら整理していかないけないというふうに考えてございます。

○關会長

はい、ということですが。

○鈴木会長代理

誤解しているようだけど、仙台湾に限ったことじゃないんですよ。今言ったことは。宮城県全体の漁業者がそういうことを望んでいるということなんですよ。やっぱり今、法律とは言わなかつたにしても、制度があるんだったらそれを改革するのがあなた達じゃないんですかね。

○關会長

はい、阿部課長。

○水産業振興課 阿部課長

いろいろ近年、獲れる魚も変わってきてますし、これは震災以前からも新しい漁法を導入しながらやってきておりますので、この先、どういった新しい漁法が導入できるかという部分もあります。新しい制度もしなきゃいけない部分もありますので、それは時代時代といいますか、そういう状況の中で考えておりますし、検討しているところでございますので、その辺は会長代理の方とも相談しながら、県全体の部分では考えていきますので、御協力いただきたいと思います。

○鈴木会長代理

はい、わかりました。

○關会長

はい。今後の検討をよろしくお願ひします。ほかにございませんでしょうか。

なければ、「固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置（案）等について」は、県から諮問のあったとおり原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和4年11月10日付け水振第663号により、諮問のあったことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することとします。

○關会長

次に、審議事項（4）「宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について（まいわし太平洋系群）」を上程いたします。

県から説明願います。佐藤課長お願ひします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

今回、御審議いただきますのは、ただいま御説明いただいたとおり、まいわしのTACが2,000トン追加配分がございました。このことについて、御審議をいただくものでございます。詳細は担当の方から御説明を申し上げます。

○水産業基盤整備課 矢倉技術主査

宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の変更についてということで、御説明させていただきたいと思います。

1枚おめくりください。1枚目、諮問の写しになっております。漁業法第16条第2項の規定に基づきまして、この海区漁業調整委員会の意見を求めるものでございます。

次のページ、お進みください。この審議内容といたしましては、この令和4管理年度中にまいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量（TAC量）ですね、こちらの方に追加配分ございましたので、そのことについて御審議をいただくものでございます。当初配分2万9,900トンでしたけれども、6月に9,000トンが追加配分されて、現在3万8,900トンとなっております。これに、今回さらに2,000トンの追加配分いただきまして、4万900トンを配分量にするということでございます。

本日11月17日、この場で御審議をいただきまして、御承認がいただけましたら、11月21日に宮城県から農林水産大臣への承認申請を提出する予定で、24日頃に承認通知いただきまして、11月28日を目処に公表する予定でございます。

次のページは、水産庁からの変更の通知の写しをお載せいたしました。

さらに1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。こちら、本年度における

まいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量の取りまとめでございます。先ほど、追加配分いただきました、4万900トンになるというお話をいたしましたけれども、こちら定置網漁業と漁船漁業の方に配分することになります。追加分の2,000トンは、すべて定置網漁業の方に配分いたしまして、定置網漁業に3万7,072トン、まいわし漁船漁業の方に3,828トンという配分量を予定しております。

この追加配分量算定根拠につきまして、次の5ページに解説させていただきました。本県のまいわし太平洋系群につきまして、国の資源管理基本方針に定められました追加配分ルールというのがございまして、国から与えられた枠の消化率が75%, 80%, 85%, 90%を超えた日を基準日といたしまして、水産庁の定めた配分量の算出式に従って、不足すると考えられる分の追加配分を受けることができるというものでございます。本管理年度におきましては、6月末に第一次追加配分をいたしました後、7月8日にその新しい枠の75%に達しまして、また、7月19日に枠の80%を達しました。ただこの頃は、1日当たりの漁獲量が少なくなってきた時期でございまして、また例年この時期の漁獲量の平均が少ないということもございましたので、定められた算出式によってはこの不足分が算出できず、追加配分を要請できませんでした。そのまま、この漁獲量少ない状態で追加配分を要請できないまま、9月下旬に消化率84.9%となりまして、現在、漁獲の方落ち着いてはいるんですけども、万が一、大量入網等があった場合枠を超過するリスクが発生しましたので、水産庁と協議を重ねまして、9月27日の水産政策審議会において、2,000トンの追加配分が決定いたしました。なお、この2,000トンの不足分というもののが算出方法につきましては、この9月以降の漁獲量について、過去5年の最大月別漁獲実績と同じだけの漁獲量があった場合に足りなくなる量を仮定したものでございます。

次のページ、6ページ以降、宮城県資源管理方針と、まいわしに関する資源管理方針別紙について掲載いたしましたので、こちら御参考いただければと思います。

以上で説明の方、終了させていただきます。御審議の方よろしくお願ひいたします。

○關会長

県から説明終わりましたので質疑に入ります。

挙手、議長の指名、番号、氏名を述べて質問をお願いします。質問ございませんか。

なければ、「宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について（まいわし太平洋系群）」は、県から諮問のあったとおり原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

異議なしと認め、令和4年11月9日付け水整第281号により、諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することとします。

【協議事項】

○關会長

次に、協議事項に入ります。

協議事項（1）「第8次栽培漁業基本計画について」を上程いたします。県から説明をお願いします。はい、佐藤課長。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

第8次栽培漁業基本計画の策定ということで、概要について御説明をさせていただきます。

資料5-1を御覧いただきたいと思います。本県の栽培漁業につきましては、旧牡鹿町に、昭和51年度に開所いたしました県の栽培漁業センターを拠点といたしまして、あわびやひらめを始めまして、資料5の1の表にございますとおり、様々な魚種の種苗生産、或いは新種目の技術開発などに取り組んできたところでございます。

震災後は、この栽培漁業センターは震災でもう完全に壊滅状態となりまして、震災後は、平成27年度に七ヶ浜町に再建をいたしました種苗生産施設におきまして、宮城県水産振興協会が中心となって、あわび、あかがいの種苗生産や、ひらめ、ほしがれいの中間育成などに取組んでいるところでございます。

議題となっております「栽培漁業基本計画」につきましては、本県の栽培漁業の基本的な方針を示すものといたしまして、沿岸漁業整備開発法、法律に基づきまして、国の栽培基本方針の内容と調和した形で策定するものとなってございます。

現在、平成27年度に作成いたしました第7次基本計画に基づきまして、表のとおり、あわび、あかがい、ひらめ、ほしがれいを対象に、関係者の皆様とともに種苗生産放流などに取組んでいるところでございますが、今般、この7次計画が令和3年度に終期を迎えたということから、新しく第8次の栽培漁業基本計画を策定する必要がございまして、これまで作業をしてきたところでございます。このことについて御協議をいただくことになります。詳細につきましては担当から御説明をさせていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○關会長

はい、杉田さん。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

それでは、資料の5-2を御覧ください。カラー刷りのA4横の資料でございます。先ほど課長の方から、栽培漁業の経過、御説明ございましたけども、まず宮城県における栽培漁業の推進体制ということで御確認いただければと思います。資料の真ん中の方に本県栽培漁業の推進とございますけども、その左上の方、まず種苗の生産、種苗の移入ということで、宮城県水産振興協会が中心となって種苗生産を行い、また、他道県は種苗生産施設から種苗移入するなどして、種苗を確保しているというところでございます。

次に、真ん中の右の方に行きました中間育成ということで種苗ですね、一部の魚種につ

いては、生残率を高めるために資源管理型漁業実践協議会さん、或いは漁協さん、漁業者の方々が連携をして、中間育成をして大きくした上で放流をしているということでございます。

その放流につきましては、効率的な放流の実施ということで、こちらも漁協さん、漁業者さんを中心に実施していただいております。

そして、左の方に行きましたて漁獲水揚げということで、放流した種苗が大きくなつたものを漁業者の皆様に水揚げしていただいて、その一部については、その種苗生産経費の方にまわしていただいているといった流れで、本県の栽培漁業が実施されてございます。

また、右上の方、紫の色のとこですけども、資源管理の取組ですか、或いは左下の方、藻場造成などの漁場整備、こういったものと一体となって実施されているというところでございます。

次、資料おめくりください。こちら、現在の栽培対象種毎の生産体制の現況ということで、ひらめにつきましては、種苗は岩手の種苗生産施設から導入して参りまして、こちらを水産振興協会さんの方で中間育成後に各地先で放流をしております。右の方にいきましてほしがれいにつきまして、こちらも種苗は岩手県から導入しまして、資源管理型実践協議会の方で中間育成を実施しております。実際の中間育成は、漁協さんの各支所、或いは水産振興協会で行われております、そちらを各地先で放流しているというところでございます。えぞあわびにつきましては、水産振興協会で種苗生産したものをお漁協さんが購入していただきまして、各地先で放流していただいております。また、右下のあかがいにつきましては、県の水産技術総合センターで、2ミリほどのサイズのものを生産し、そちらを海面の方で中間育成したのちに放流されているという状況でございます。

次のページでございますけども、ここからは、現行の栽培対象種の研究の取組方向ということで、まず1つ目がひらめでございます。左上の方に、現状ということで箱囲いございますけども、こちら震災後につきましては、先ほど申し上げましたとおり、他県から種苗を購入しまして中間育成した後に放流しております。近年は約20万規模の放流ということで、右の折れ線グラフの方が放流尾数になりますけども、震災後は20万尾ほどの規模で放流を行っております。漁獲量につきましては、震災後、卓越年級群の発生、或いは震災による漁獲量の低下といったことで漁獲量の急増が見られまして、一時1,800トンぐらいまで増えました。近年は、500トンから700トン程度ということでございますが、震災前と比べれば、依然として高位で推移しているといったところでございます。ひらめにつきましては、広域に回遊する魚種ということで、県を越えて漁獲されるということもございますので、資源量と放流量を勘案しつつ、種苗放流の継続が必要であるということで、資源の底支えですか、或いは他県との共同連携が必要な状況となってございます。

次に、左下、問題・課題とそれを踏まえた右の方の取組方向についてですけども、今申しましたとおり広域種ということで、広域連携の体制で現在、種苗の栽培が実施されておりますので、こうした体制の維持強化が必要であるというふうに考えてございます。

それから課題の2つ目としては防疫対策ということで、ウイルスの疾病対策などが課題となっております。それから、当然、放流効果を把握するですか、或いは適切な受益者負

担体制のもと、事業推進していくといったことが求められております。

右下の方、目標水準・目標値とございますけども、こちらアルファベットのEとかFとかございますけども、こちらは基本計画の中で種苗生産に関する技術段階を分類するものでございまして、基礎技術開発のAから持続的な栽培漁業が成立するFまでということで分類しておりますが、ひらめについては、現状は、事業化実証期のEというふうにとらえておりまして、これを目標年度は令和8年になるんですけども、持続的な栽培漁業の成立といったところまで持っていくということで考えてございます。

次、おめくりください。次、ほしがれいでございます。左上、現状のところですけども、ほしがれいにつきましては、平成7年度から技術開発を開始しておりまして、第3次の計画以降、種苗生産放流に取組んできております。また、震災後、令和元年度から令和3年度までは、国の水研機構さん、宮古にございますけども、こちらが試験的に生産した種苗を受け入れまして、中間育成放流ということで10万尾規模での放流が近年行われております。漁獲量につきましては、以前は4～5トン台で推移していたんですけども、平成26年以降は10トンを超えてということで、近年はいずれも高位の水準となってございます。現在は、資源管理型漁業実践協議会によりまして、漁業者さんから水揚協力金をいただいている 있습니다。こちらをもとに、中間育成・放流を行う体制がとられているといったところでございます。更なる資源造成に向けましては、今後も継続した種苗放流、或いは資源管理が必要であるととらえてございます。

次、問題・課題、取組方向というところですけども、こちらはひらめとほぼ同様でございますが、こちらも広域回遊種ということで、他県との連携体制の維持強化が必要である、或いは防疫対策、それから放流効果の把握、そして受益者負担体制の構築維持といったところが必要になってございます。

目標水準と目標値ですが、ほしがれいにつきましては、現状は、資源に応じた放流数量の検討、或いはその受益の範囲と程度を把握して進めていくという事業化検討期にあるととらえておりまして、こちらを事業化実証期であるEまで持っていくというところを目標にしたいと考えてございます。

次のページを御覧ください。次は、えぞあわびでございます。左上の現状でございますが、えぞあわびにつきましては、震災前は他県さんの種苗も含めまして、約120万個の放流がなされており、それに基づいて資源の維持、造成に取組んで参りました。震災後は、以前、牡鹿半島にあった施設が被災して生産が不可能となりましたので、その間は他県産の種苗ということで主に北海道産の種苗を購入しまして、20万から30万個の規模で放流を実施して参りました。そして、平成29年度からは、松ヶ浜の方に復旧しました試験の種苗生産施設で、震災前と同規模の放流を再開してございますが、漁獲量につきましては近年低位にございまして、天然海域における再生産の不調も確認されてるということで、今後の動向も危惧されているところでございます。このため、そのあわび等が藻場、磯根資源が生息する藻場の造成・保全であるとか、或いは種苗生産・放流の継続が必要であるというふうにとらえてございます。

また、近年疾病の発生もございまして、種苗生産の方が安定しない部分がございますので、安定した量産体制の確立というのが求められているというふうに考えてございます。

問題・課題、取組方向ですけども、ただいま申しましたとおり、安定量産体制の構築ということで、疾病ですか、或いは肉食性のプランクトンによる成長阻害ということで、課題がございますので、こちら防疫体制の強化、或いは生産手法の見直し・改善を実践して、対策していきたいというふうに考えてございます。

それから、需要に応じた種苗生産・放流ということで、あわびにつきましては、大型種苗の方が生残がよいということで、漁業者の皆様からは種苗の大型化が求められているところでございますが、なかなかそのニーズに合った生産ができないといった課題がございますので、安定的な量産体制を構築して、ニーズに応じた大型種苗を生産できるよう努めて参りたいと考えてございます。

それから、放流効果の把握ですか、或いは効率的・効果的な種苗放流ということで、先程申しましたとおり、藻場造成の取組と連携した効果的な放流といったところを検討して参る必要があるというふうに考えてございます。

右下の目標水準・目標値ですが、現状は事業化実証期のEにあるととらえておりまして、こちらを目標年度までには、事業実施期まで持っていくといったところで考えてございます。

次のページ御覧ください。最後にあかがいでございます。あかがいの現状、左上でございますが、現状につきましては、漁獲量は平成12年には350トンを超える量がございましたが、仙台湾の貧酸素水などの影響を受けて急激に減少いたしました。そのために、平成17年から、県として種苗生産・放流を開始したところでございます。震災後は、こちらを復旧した施設等におきまして、平成27年から生産・放流を再開しております、県が2ミリ程度の種苗を生産しまして、こちらをあかがい漁業者さんを中心に中間育成放流が開始されているといったところでございます。種苗生産の技術、2ミリ程度までの技術は概ね確立されておりまして、小規模な施設の生産が可能な魚種でございます。

一方で、海面の中間育成・放流までの減耗が多いということで、こちらに課題があるかなというふうに考えております。

問題・課題、取組方向ということで、ただいま申ました中間育成・放流技術の改善・向上でありますとか、或いは交流効果の把握ということで、こちらのスプレーでこうマークリングしたりといったことで取組んでございますが、より効果的な標識方法について検討していく必要があるというふうに考えてございます。

また、適切な受益者負担体制の構築ということで、現在、技術開発ということで県が生産をおくるんですけども、持続的に栽培漁業を推進していくためには、受益者負担体制の構築が必要でございますが、現状、水揚量が低調ということで、そういう体制の構築をいかに作っていくかといったところが課題になるかと考えてございます。

こちらのあかがいにつきましては、技術普及対象種ということでとらえてございます。こちらについては、後程、御説明させていただきます。

目標水準・目標値につきましては、現在、事業化検討期であるDと言うふうに考えてございます。

次に、資料5-3を御覧いただきたいと思います。第8次栽培業基本計画（案）ということで、こちらが協議内容になります。こちら正式名称は、水産動物の種苗の生産及び放流

並びに水産動物の育成に関する基本計画と申しまして、こちらは、沿岸漁場整備開発法に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めることができるものとされております。また、開発法によりまして、この基本計画の内容は国が策定する基本方針の内容と調和しなければならないというふうにされてございます。

2番目、国の栽培漁業基本方針でございますが、こちらも同じ沿岸漁場整備開発法に基づいて、農林水産大臣が策定するものとなってございます。

3番ですけども、国の8次の基本方針につきましては、今年の7月1日に策定されました、令和4年から8年度までの5年間を対象期間としております。その内容につきましては、別紙資料5-4、ホチキス留めの資料がございます。こちら1枚目が概要で、2枚目以降が本文になりますが、1枚目の概要版でポイントを御説明させていただきたいと思います。

第1の基本的な指針及び指標というところでございますが、まず、(1)、一番上にあります漁獲管理との一体的な取組ということで、改正漁業法で漁獲管理などの資源の適正な管理によって持続的な利用を確保していくということが、主な目的の1つと位置付けられましたが、栽培漁業につきましても、漁獲管理、資源管理と、一体的に取組んでいきましょうということが掲げてございます。

また、(2)は、対象種の重点化ということで、こちらも資源が造成された魚種については、資源管理への移行を推進していきましょうということで、放流効果を見極めながら栽培業種、対象種を重点化し、漁獲管理に移行していくといったところが記載されてございます。

また、(3)につきましては、地先種に係る継続的実施体制の確立ということで、適正な費用負担であるとか、或いは(4)広域回遊種の種苗放流の取組というところでは、関係都道府県間の連携、それから、(5)の共同種苗生産体制の構築ということで、こちらも複数県での施設の共同利用、或いは養殖用種苗生産を行う多目的利用施設へ移行するといったことが記載されてございます。

それから(7)、栽培漁業に関する国民の理解の醸成と普及というところには、遊漁者、或いは遊漁船業者さん等の理解の調整を図っていくといったことが書かれてございます。

それから(8)には、種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進ということで、藻場造成などの漁場整備とともに進めていくといったことが掲げられております。

第2の技術の開発に関する事項というところでは、(1)の部分では、放流効果の評価把握ですか、或いは(3)につきましては、栽培漁業の種苗生産を担う技術的な維持と継承ということで、人材確保であるとか技術の承継、こういったものが必要であるというふうにされているところでございます。

資料5-3にお戻りください。ページの下の方、4番ですけども、県の第8次栽培漁業基本計画の概要についてということで、対象期間につきましては国の基本方針とあわせまして、令和4年度から令和8年度までの5年間というふうに考えてございます。

次、内容のポイントでございますけども、まず1つ目は、国の基本方針の調和を図ることで、先程、御説明したような基本方針のポイントを盛り込んでいきたいと考えてございます。

次のページを御覧ください。ポイントの2つ目でございますけども、第8次の基本計画では、栽培漁業対象種を栽培漁業推進対象種と栽培漁業技術普及対象種の2種類に区分したいと考えてございます。

まず、栽培漁業推進対象種ですけども、こちらは、これまでと同様、大規模な施設で県全体に種苗を供給するものということで、ひらめ、ほしがれい、えぞあわびの3種を考えてございます。それから、今回新しく栽培漁業技術普及対象者ということで位置付けたいのは、種苗生産技術が概ね確立しております、小規模での種苗生産が可能で、地先性が強いものということで、各地域の漁業協同組合等が自ら栽培漁業を推進し、県が普及実践していく魚種ということで、あかがいとまなまこの2種としたいと考えてございます。あかがい、まなまこにつきましては、現在も地域の漁業者さんが中心となって、大学さん、或いは民間企業とも連携しながら、種苗生産や中間育成を行ってもらっている事例もございますので、そういう地域での取組が発展していくようなことを、県としても後押しをしていきたいといったものと位置付けていきたいと考えているところでございます。

次に、ポイントの3番目としまして、栽培漁業対象ごとの具体的な取組ということですけども、先ほど資料5-2の方での御説明と重複する部分ございますが、ひらめ、ほしがれいにつきましては、広域連携のもと効果的な栽培漁業を推進していくという部分であるとか、或いは疾病対策、適正な受益者負担体制の構築といったものが、具体的な取組なのかと考えてございます。

それから、えぞあわびにつきましては、まず、疾病対策及び蔓延防止ということで、肉食プランクトン、或いは疾病により斃死が発生しているということで、生産が安定しない面がございますので、紫外線殺菌装置などの導入対策を進めて参りたいと考えてございます。

それから、大型で良質な種苗の安定生産ということで、漁業者のニーズに応じた生産を行っていくですか、或いはそのコスト低減ということで、今年度の電気代が高騰いたしました、かなりコストが上がっているということで、そういう効率化といったものを図っていく必要があるというふうに考えております。

それから、栽培漁業技術普及対象種、あかがい、まなまこにつきましては、その地域単位の種苗生産放流体制構築に向けた技術普及を行っていくといった方向で考えてございます。

次に、4番目ですけども、栽培漁業対象種ごとの目標数量ということでございますが、第7次基本計画につきましては、ひらめ、ほしがれい、えぞあわび、あかがいを対象としております。右の方が、第8次の対象魚種と目標値になります。ひらめにつきましては、第7次と同様、80ミリ以上のものを20万尾放流すると。それから、ほしがれいにつきましては、80ミリ以上10万尾ということで、第7次よりも拡大して実施したいと考えております。ひらめとほしがれいにつきましては、関係道県間での連携ということで、種苗を他県から導入して参りたいと考えております。えぞあわびにつきましても、第7次と同様、25ミリから35ミリの種苗を、100万個を生産放流するというような目標にしたいと考えております。あかがいとまなまこにつきましては、栽培漁業普及対象種ということで、地域ごとの生産放流計画を立てるといったことを考えておりますので、基本計画には数値目標は設定しないというふうに考えてございます。

なお、この計画案につきましては、県内の漁協さんですとか、或いは栽培漁業関係の協議会さん、関係機関へのアンケート調査を踏まえまして、各栽培協さんの総会等で内容説明・意見聴取を経て作成しております。

今後の予定ですけども、次のページを御覧ください。これまでの経過と今後のスケジュールということで、これまで、今申しましたように各現場の協議会等にお諮りしつつ進めて参りました。本日、海区調整委員会で協議ということですけども、今後、次回12月末の海区にて正式に諮問をさせていただきまして、12月下旬、或いは1月の宮城県公報への登載・公表といったものを目指して参りたいと考えております。

次に、資料5-5を御覧ください。A3横の資料でございます。こちらで、第8次栽培漁業基本計画の概要について御説明させていただきたいと思います。

まず、一番上の四角囲いですけども、全文ということで、宮城県における栽培漁業の目標ということで、これまでの経過ですか、或いは栽培漁業を取り巻く現状について記載した上で、大きな目標といたしまして、水産資源の持続的利用により、水産物の安定供給と水産業の健全な発展に資するため、効率的な栽培漁業を推進するということを掲げてございます。

次、第1というところですが、基本的な指針及び指標ということで、まず1番、栽培漁業による資源造成と持続的利用ということで、一代回収型に加え、再生産力の向上に資源造成ということで、放流した種苗を成長した後に漁獲するという一代回収型に加えまして、親を残して再生産を確保していくという部分を含めて、進めて参りたいと考えてございます。

それから、資源管理や漁場整備・保全と一体的に実施といったところを進めていきたいと考えております。

それから2番の栽培漁業の進行管理体制ということで、栽培漁業関係者の役割分担というところですけども、県につきましては、技術開発ですか、或いは改良・移転、事業化に向けた実証試験、或いは疾病対策などを行って参ります。そして、事業を推進する上で発生する新しい課題に対応するために、技術の高度化ですか効率化といったものに取組んで参りたいと考えてございます。水産振興協会さんにつきましては、本県の栽培漁業推進の中心といたしまして、種苗生産放流の実施をしていただくほか、県民への普及啓発であるとか疾病対策、技術の高度化といった課題にも対応していただくといったことを考えてございます。それから、漁業協同組合さんにつきましては、地域における特色ある栽培漁業の推進ということで、受益者負担体制の構築に向けた調整ですか、或いは漁業者さんによる資源管理・漁場整備といった取組に対する指導をしていただくということで、県とも連携をしていただきながら取組んでいただきたいと考えているところでございます。また、市町につきましては、漁業協同組合等が実施する栽培漁業への支援、そして、漁業者・遊漁者等につきましては、適切な種苗放流ですか、あとは適正な受益者負担。そして、資源管理等による栽培漁業推進への協力をしていただくということで考えてございます。

右の方に行きまして、3、栽培漁業対象種の重点化ということで、放流効果ですか資源の状況を見極めながら、対象種の重点化を図っていくということで、例えば資源が安定した場合は資源管理に移行して、放流数を減らしたりですか、或いは休止をするという

ことも検討しなければならないということで、対象種についても隨時検討していくということで考えてございます。

それから、5番の健苗の生産と効率的な種苗放流ということで、疾病等の発生蔓延防止であるとか、或いは藻場造成・保全と一体となった取組など、それから、漁港施設の利活用ということで、中間育成などを行う際には、静穏な、こういった漁港施設についても、利用していくといったところを記載したいと考えております。

それから、6番の広域的な種苗生産体制の構築ですとか、或いは7番の受益者負担体制の構築ということで、この7番の中では、遊漁者さんとの調整、受益者負担体制の構築といったところ遊漁者との連携も検討していきたいと考えております。

それから、8番、当然のことですが放流の効果、漁獲量の把握を行っていく。

それから、9番の栽培漁業技術の養殖業への活用ということで、こちら国の方針との調和といった部分になりますが、不漁が続いている中で、今後、本県においても養殖業の振興がますます重要になるという中で、転用できる技術があれば連携していくといったことを記載したいと考えております。

次に、中段の方に行きまして一番左、第2の対象とする種類でございますが、こちら先程申しましたとおり、ひらめ、ほしがれい、えぞあわび、あかがい、まなまこを対象にしたいと考えております。

それから、第3の方で、こちら対象種ごとの放流数量の目標ということですけども、こちらも先程御説明したとおりでございます。

それから、左下の方に参りまして、第6の技術の開発に関する事項ということで、こちらも先程御説明した内容でございます。

右の方に参りまして、第7の調査に関する事項ということで、こちらも先程重複しますが、放流効果の把握に必要なデータの収集・解析、手法や体制の整備に努めるということで、県といたしましては漁業者さん、漁業協同組合さんと連携しながら、放流効果の把握、調査に努めていきたいと考えております。

最後に、第8のその他必要な事項ということで、水産振興協会、四角の2つ目ですけども、他道県の栽培漁業協会等との連携を図り、生産技術の向上や生産コストの低減など、効率化に取組ですか、その下の四角ですけども、重要な課題であります人材の確保・育成に取組む。それから、遊漁者の協力体制の整備を図るというところもこちらにも記載しております。また、県の役割としまして、種苗生産施設の計画的な補修・更新を行うことで、生産能力の向上、或いは疾病対策に努めていくといったところを盛り込みたいと考えございます。こちらは概要でございます。

次、資料5-6でございますが、こちら新旧対照表ということで、一番左が今回策定する第8次基本計画、それから右の方が、現行の第7次基本計画ということで、下線がついている部分が修正点でございまして、そのポイントにつきましては、今御説明した概要のとおりでございましたので、詳しい御説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○關会長

はい、膨大な説明、杉田さんどうもありがとうございました。

県からの説明終わりましたので、質疑に入ります。御質問ございましたら、御発言をお願いします。

どなたかありますか。長い説明ありましたが、質問はないようですね。

はい、どうぞ、平井さん。

○平井委員

自分自身も試験研究の出身なので、なかなか難しい問題だと思うんですけども、数値目標で、例えばひらめについて、これまで20万尾を放流していて、第8次においても同じ数を放流するというところの根拠がなかなか見えにくいというところだと思います。

例えば、前半でお示しいただいた漁獲量の推移と放流量の推移というグラフを見る限り、なかなか放流効果がどういうふうに出ていて、この数字に繋がっていくんだとか、なかなか見えづらいところというふうには思います。じゃあどうすればいいかというのは、自分自身でもそんな明確な答えを持っているわけではないんですけども、やはり大きな計画を作るときに、県民だと國民に対して、分かりやすく説明できるように、この数字はどうしてできたのかというところを、上手くこう説明できるような数字を今後検討していくという中で、新たな放流効果把握手法の開発の導入というのが項目で入っていますけども、ぜひこういうところについて、よく調査研究と連携しながら、判定手法はこうだった、その結果こうであるから、今後こういう明確にするんだなんてことがうまく説明できるようですね、仕組みになるように、この8次についてどうこうという気はありませんが、ぜひそういう試験研究のところを強く進めていただければというふうに思います。以上です。

○關会長

はい。平井委員ありがとうございました。要望がありましたので、県の方もそれを受けて、ぜひ進めていただきたいと思います。他にございませんか。

なければ、協議事項「第8次栽培漁業基本計画について」はこれまでとします。

○關会長

次に、協議事項（2）「岩手・福島・宮城海区漁業調整委員交流会について」を上程します。事務局から説明願います。

○事務局 瀧上主事

海区漁業調整委員交流会について御説明いたします。

1ページ目を御覧ください。1の開催の趣旨とありますが、本県は、隣県の岩手県、福島県と漁場条件が類似していることから、共通の課題を抱えている現状があります。このことから、海区委員同士での相互理解を深め、意見交換を行う場として、本交流会を開催しております。

本来は毎年開催すべきものでございますが、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナ

ウイルス感染症の発生状況から、両海区と協議の上、開催を延期することいたしました。交流会の開催地についてですが、宮城県と岩手県、また、宮城県と福島県を交互に行き来するのが慣例となっております。今年度におきましては、岩手海区との交流会は、岩手へ出向く側、福島海区との交流会はこちらへ招待する側となっております。

次の、2番、3番について、今回、協議いただく内容となりますので、2の岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会について御覧ください。今年度の対応案としまして、岩手県につきましては、先程申し上げましたように、今年度は岩手県へ出向く側となっております。岩手海区事務局からは、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、今年度も延期したい旨の連絡があり、事務局としても、来年度へ延期することとしたいと考えております。

続いて、3番の福島・宮城両県海区漁業調整委員交流会につきましては、今年の12月に宮城県で開催する予定となっておりますが、岩手県同様、来年度へ延期することとしたいと考えております。理由といたしましては、新型コロナウイルスの感染者数が宮城県及び福島県で再び増え始めており、交流を行うにはリスクが大きいということと、宮城海区委員会並びに福島海区委員会では、WEB会議システムによる委員会がほとんどであったことから、まずは、各県内で交流を深め、対面による開催を重ねてから交流を行うことで、より交流会として身のあるものとなると考えられるためです。

最後に、4番、今後の予定（案）ですが、令和4年度、岩手、福島ともに中止、令和5年度以降は、丸がついている部分を開催県として交流会を行う予定です。

参考といたしまして、2ページから3ページ目に対応要領と体制について、4ページ目から7ページ目までは、過去の開催経過を記載しておりますので、後程、御確認いただければと思います。

事務局からは以上です。

○關会長

事務局から説明終わりましたので質疑に入ります。

何かございましたら質問をお願いします。

はい、鈴木会長代理お願いします。

○鈴木会長代理

説明がありました、これやっぱり岩手と同様、福島もコロナで同じですから、今回も見合わすほうがいいと思うんですけども。

○關会長

はい、そういう御意見ですが、今、県の方も延期の方針ということですが、そういうことで、鈴木会長代理もその同意見ということです。

○岩沼会長代理

鈴木さんと同じ意見なんですが、いつもやる時期になると増えてくるでしょう。

だから、春頃とか秋に入る前とか、いつも計画してやろうと思うと広がってくるから、

毎年同じで学習ないみたいだから、別な月もちょっと考えてみればいいんじゃない。

○關会長

はい、岩沼会長代理からそのような御意見が出ましたので、御検討お願いします。

他にございませんか。

なければ、協議事項（2）岩手・福島・宮城海区漁業調整委員交流会についてはこれまでとします。

----- 協議事項終了 -----

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項に移ります。

報告事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」を上程いたします。事務局から説明お願いします。千葉主査お願いします。

○事務局 千葉主査

私の方から、報告事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について、御報告させていただきます。

1枚おめくりいただきたいと思います。全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議についての概要というふうにあるんですけれども、委員の皆様の方には、当日、ブロック会議の当日の会議資料一式を配布しておりますけれども、資料の中身が膨大であるため、こちらの概要版を用いて御説明させていただきたいと思います。また、資料の中にあります該当ページについて、こちらの概要版の方に参考まで載せておりますので、後程、御確認いただければと思います。

それでは御説明させていただきます。冒頭の会長の御挨拶もありましたけれども、11月8日に、全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について、今年度はWEBの方で開催されました。議事については異議なく承認されまして、令和5年度の全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会に向けた要望について、こちらは合計27題を要望事項として、各関係省庁あて要望することとなりました。

内容につきましては以下のとおりとなっておりまして、まず、1から4につきまして、次ページの次第のとおりとあるんですけども、1枚おめくりいただきますと、開催されたブロック会議の次第が載ってありますて、そちらに1から4番、開会、挨拶、議長選出、議事録署名人の選出とあるんですけども、こちらはそのページ記載のとおり行われました。

5番の報告事項のところですけれども、3ページから62ページということで、こちら後で御参考いただければと思うんですけども、令和4年度の総会決議事項の要望活動結果についてということで、要望結果及び要望書につきまして、全漁連の事務局より報告がなされました。

6番の議事につきましては、63ページから124ページに詳細が記載されております。まず第1号議案につきましては、令和5年度総会に向けた要望事項について、各海区の方

から要望内容について説明がなされまして、異議なく承認されました。当海区から提案しておりました、太平洋くろまぐろの資源管理について、沿岸漁業と沖合漁業の調整について、ロシア大型冷凍トロール船による漁具被害対策について、こちらも会長の方から御説明していただきまして、異議なく承認されました。その中で1件、三重海区の方から、新規項目として、「やすの定義の見直しと遊漁での使用禁止について」ということで、要望を最初、出されていたんですけども、他の海区さんや水産庁の方から御意見がありまして、それを踏まえまして、三重海区の方から要望を取り下げる旨の発言がございました。

次の第2号議案の方ですが、各ブロックの新規要望提案についてということで、こちら宮城海区は東日本ブロックなんですけれども、他の九州ブロックや日本海ブロック、他のブロックの方も合わせました新規の要望についての提案について、全漁連の事務局より説明されまして、こちらも異議なく承認されました。

次、第3号議案ですが、次年度の開催海区について、こちらは静岡海区の方で決定されました。

会議自体はこちらで終了なんですけれども、会議とは別に、7番の情報交換ということで、2点ほどありました。

まず1つが、資料の方で後程確認いただければと思うんですけども、資料5としまして、ブロック内における情報交換事項についてということで、福島海区の方から、漁業と遊漁船業に関わる漁業調整の課題と対応についてというものを議題としまして、書面により情報が交換がなされたところでございます。

もう1つが水産庁からの情報提供についてということで、水産庁の方から、海区漁業調整委員会の権限と役割について、こちらも参考までに資料が配布されまして、中身について御説明されたというところでございました。

詳しい中身につきましては、後程、資料のほう確認していただければと思います。私からは以上です。

○關会長

ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問等がございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから御発言願います。

膨大な資料ですけれども、こちらすでに審議して、要望事項を出している事項を御承認いただいたということで、今千葉さんの説明のとおりでございます。

後で目を通していくだけだと思います。

ほかにございませんね。

なければ、報告事項はこれまでとします。

----- 報告事項終了 -----

○關会長

次に、その他に移ります。

県からお願ひします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

私の方から、宮城県における小型さんま漁船によるまいわし採捕について、情報提供させていただきます。

お手元にある2枚ものの資料を用いて説明させていただきます。

まず、経過といたしまして、近年のさんま漁ですけれども、歴史的な不漁が続いておりまして、特に遠隔地で操業できない小型漁船漁業が、水揚げの方が極端に少なく、さらに、兼業で営んでおります春漁をはじめ、こういった漁業も歴史的な不漁が続いておりまして、代替となる漁業が求められておりました。

平成30年なんですけれども、全さんま棒受網漁業協同組合から水産庁の方へ要望がございまして、あわせて、宮城県さんま漁業者組合連合会の連名で、宮城県へ、まいわし棒受網漁業の実現に向けた要望書が提出されました。

また、令和元年12月なんですけれども、県さんまの方から、県へ再度要望書が提出されております。

それを受けまして、令和2年12月から翌3年2月まで、県の特別採捕許可によりまして、まいわしの棒網漁業の試験操業が行われたという経過がございます。

令和3年につきましても、南部海域に操業区域を拡大いたしまして、12月から2月まで試験操業を行いました。

さんまの水揚げの状況なんですけれども、中段にグラフがございますが、全国の水揚げ量が約1万8,000トン。過去最低でありました令和2年をさらに下回っているという厳しい状況が続いているございます。

一方で、まいわしにつきましては、ページの下の方にグラフがございますが、直近の2021年におきましても、4万トンを超える水揚げがあるという状況になってございます。

次に、裏面、2ページの方御覧ください。3の小型さんま漁船によるまいわし採捕の概要ですけれども、こちらが、本県沿岸小型漁船の経営維持安定を図るため、小型さんま漁船によるまいわしを対象とした棒受網漁業の試験的な操業を実施するというものとなっておりまして、(1)の令和3年度の採捕実績でございますが、表の一番左側にございます令和3年漁期ですが、月ごとに数量・金額載せてございます。令和3年漁期、総計としまして2,767トン、金額としまして1億4,300万円の水揚げがございました。数量につきましては、令和2年度と比べまして110%、水揚金額としましては、124%の実績となりました。

続きまして、(2)の部分なんですけれども、今年度もまいわしの採捕の予定をしてございまして、そちらを点線の枠の中に計画を記載してございます。基本的には、令和2年、令和3年の方法と同様の特別採捕という形になってございます。調査隻数は15隻を予定しております。採捕数量につきましては、5,000トンを上限としております。また、調査区域につきましては、中部海域が、こちらの3ページの方にも海域図を載せておりますので、一緒に御覧いただければと思うんですけれども、中部海域が、歌津崎正東線以南から牡鹿半島の先にあります濱波岐崎正東線以北の水深130メートル以深なっておりまして、南部海域が濱波岐崎正東線から福島県境までの、うち底曳き網禁止ラインの沖側80メートル以深なってございます。

令和2年につきましては中部海域だけだったんですけれども、令和3年は、南部海域も対象となってございます。

令和4年漁期、これから行う部分ですが、こちらは、中部海域の方で操業区域の拡大を予定しております、神割崎から濤波岐崎までなんですけれども、今まででは130メートル以深だったんですけれども、こちらのさんまの皆様の方から、なかなか風が強い日があって操業できないので、より近い場所で操業を行いたいという要望がございまして、沿岸の漁業者団体の方々と調整を行いまして、今年は80メートル以深まで拡大するという形になっております。

こちらが今回から変わった大きな部分となっておりまして、12月からの操業を予定しているという形になります。私からの説明は以上となります。

○關会長

阿部さんありがとうございます。

その他何かございますか。

どうぞ、鈴木会長代理お願いします。

○鈴木会長代理

何回もすみません。ちょっと2つほどお聞きしたいことがあるんですけども、1つは、あかがいの貝毒の規制緩和はどうなっているのか進捗状況が知りたいのが1つと、あと宮城県内にある小型底びき船の許可について、起業認可を受けている船があるはずなんですが、県として、今後この認可をどうするつもりなのかをお尋ねしたいと思うんです。

○關会長

はい、お答えできますか。

○水産業基盤整備課 伊藤技術主幹

あかがいの貝毒の方のお尋ねについてお答えします。鈴木会長代理の御質問は、国が定める出荷自主規制の値よりも、県が厳しい出荷自粛の値を定めていることに対して、そのあかがいに関してそれを改定して欲しいという、そういう要望に対する御質問だと思いますけれども、現在、関係漁協であるとか、県の衛生部局と相談しながら、この出荷自粛の規制値の改定について、検討を進めているところでございます。以上です。

○關会長

はい。

○鈴木会長代理

わかりました。もう少しスピード感を持って、やっぱ漁業者が今大変な時期なので、スピード感を持ってやってもらえればいいと思うんで。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

はい、ありがとうございます。そのとおりだと思いますが、やはり安全性に関するものということと、やはりそのブランド、閑上あかがいもそうですけれども、ブランドに関わるものですので、やはり慎重にということで進めておりますが、もうちょっとお待ちいただければ、何がしかの見通しは御報告できるかと思います。

岩沼さんも含めて、よろしくお願ひいたします。

○鈴木会長代理

了解です。あともう1つの方は。

○關会長

はい、どうぞ、阿部さん

○水産業振興課 阿部技術主任主査

ただいま御指摘いただきました、認可の関係なんですけれども、こちらの県の小型底びき網の方で、御指摘のとおり、許可に移行することなく、認可を延長されているというケースがあることはこちらの方でも認識しております。

今年8月の海区委員会におきまして、認可の延長の取扱方針というものを御審議させていただきましたが、こちらの取扱方針の方で、やむを得ない事情がある場合は認可の延長ができるという形にして現在運用しております、延長の関係で、それぞれ事情が皆さんあるかと思いますので、こういったものを1つ1つ判断して参りたいというふうに考えております。以上でございます。

○關会長

はい、よろしいですか。

○鈴木会長代理

取り消しということは考えてないんだ。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

取り消しにつきましても、一応、認可の有効期間というものが1年となっておりまして、その際、やむを得ない事情というものが認められないというふうに判断された場合は、そういういた事情があれば、やむを得ない事情があれば、延長になるんですけども、理由がない場合については、許可の廃止というのも検討しなければならないというふうに考えております。以上です。

○鈴木会長代理

いいや、これ以上質問してもしょうがないと思うんで。答えられないと思うから。OKです。

○關会長

よろしいですか。はい、鈴木委員。

○鈴木委員

県の方にちょっとお願ひなんですけども、今年漁業権の更新ということで、いろいろ事務的に忙しいと思うんですけども、それでうちの大型定置の方で、ちょっと期間延長ということでお願いがまだされているわけではないんですけども、そういう話が聞こえてきて、その当事者がうちの支所に来ないんですよね。社長とかそういう経営者がね。それで、県の職員がまだ来ないんだけど、連絡があって期間延長したいというような話はあるんです。

それでやっぱりうちとしても、順番とすれば関係ある社長でも何でも支所に来て話してから、それでまあ、待つことになれば、一応委員会でも集会でも開いてとなるんですけども、肝心の経営者が来ないとどうにもなんないもんで、その辺、県としてもしっかり指導してもらって、県が何か経営者の手先になってうちに用足しに来るようでは、ちょっと順番が違うんじゃないかなと。その辺ひとつ、慎重にやってもらいたい。

そうでないと、うちにいくらなんでも、ちょっと県の人にもただ帰ってもらうだけになりますから、その辺、多分間違っていること言っているんじゃないと思うんで、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○關会長

はい。鈴木委員の意見、要望ですが、県のどなたかそれに対するお答え可能ですか。

はい、芳賀さん。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

今実際、各漁協さんとかから、来年の切替えに向けて御要望もいただきて、今地元の調整というような作業の段階で水産漁港部中心に現場と調整していただいているところです。おそらく、要望を出す順番というような部分だと思うんですが、慎重に対応しているためだと思うんですが、その対応が結果として誤解を招くようであれば、それは良くないことだと思いますので、誤解のないように、慎重に丁寧に現場の方で対応するように事務所の方に伝えたいと思います。以上です。

○關会長

はい。

○気仙沼地方振興事務所 田代部長

先程鈴木委員のお話に関しまして、大型定置の期間延長、北部地域でもいろいろ要望があってその関係で、当部としても、各支所間と関係地区とかすべて対応している中で、そういう当事者が来なくて県が動いているというふうに見られているという話になれば、こちらの方としても当事者とも調整しながらですね、対応していきたいと思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○關会長

はい。

○鈴木委員

やっぱり共同漁業権の中に設置して、やっぱりそれを刺し網とかかごとかできなくなるわけだから、やっぱり利害関係発生するもんで、その辺をしっかりやっぱ、お互いに指導して、お互いにいいような利益出る方向でやってもらえば、嬉しいと思います。以上です。

○關会長

はい、田代さん、どうぞ。

○気仙沼地方振興事務所 田代部長

鈴木委員のおっしゃることはごもっともですので、当方としてもそのように対応していきたいと思っております。

○關会長

どうもありがとうございました。

他にございませんか。

なければ、事務局より事務連絡をお願いします。

----- その他終了 -----

○事務局 高橋総括次長

それでは、事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日時について連絡させていただきます。次回は12月26日(月)、午後2時から、場所は本日と同じ県庁9階の第一会議室の方での開催を予定しております。なお、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の状況によりましては、WEB方式で開催させていただく可能性もございますので、あらかじめ御承知の願いたいと思います。

事務局からは以上です。

○關会長

どうもありがとうございました。

本日予定しておりました議題は、以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

○事務局 高橋総括次長

關会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) 流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について
- (2) 仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について
- (3) 固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置（案）等について
- (4) 宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について
(まいわし太平洋系群)

協議事項

- (1) 第8次栽培漁業基本計画について
- (2) 岩手・福島・宮城海区漁業調整委員交流会について

報告事項

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会長

關哲夫

署名委員

立浪徳衡

署名委員

木村千之

書記

清尾上留子

